

令和元年度

第2回倉浜衛生施設組合議会臨時会  
会議録

令和元年 11月25日 開会  
令和元年 11月25日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

議 事 日 程 第 1 号

令和元年11月25日(月)

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について  
第 3 議案第2号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用  
弁償に関する条例  
第 4 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
第 5 議案第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に  
伴う関係条例の整理に関する条例

本日の会議に付した事件  
( 議 事 日 程 の と お り )

出 席 議 員 ( 11 名 )

1番	阿多利 修	議員	9番	伊佐 哲雄	議員
2番	池原 秀明	議員	10番	岸本 一徳	議員
3番	栄野比 和光	議員	11番	濱元 朝清	議員
4番	喜友名 朝彦	議員	13番	友利 勉	議員
5番	小谷 良博	議員	14番	宮里 廣	議員
7番	高江洲 義八	議員			

欠 席 議 員 ( 3 名 )

6番	新里 治利	議員	8番	屋富 祖功	議員
12番	宮城 司	議員			

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	桑江 朝千夫	次 長	新本 耕太郎
副管理者	松川 正則	総 務 課 長	宮里 学
副管理者	野国 昌春	業務第一課長	嘉陽田 朝之
事務局長	久高 久雄	業務第二課長	町田 洋人
		課長補佐兼総務係長	辺土名 俊明

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

主 事	新垣 義介	主 事	伊波 輝
-----	-------	-----	------

●小谷良博 議長

おはようございます。只今から、令和元年度第2回倉浜衛生施設組合議会臨時会を開会いたします。

只今の出席議員は11名でございます。

宮城議員それから屋富祖議員から、欠席の届がなされております。新里治利議員はまだ連絡がございません。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江管理者。

●桑江朝千夫 管理者

おはようございます。

令和元年度第2回倉浜衛生施設組合議会臨時会の開会にあたまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、組合構成市町の議会前の対応とお忙しい中、ご出席を賜りましたことを感謝申し上げます。

本定例会に上程いたしております、案件につきましては、

『倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例』

『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例』さらに、

『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例』

の3件となっております。

内容につきましては、後ほど、事務局から説明させていただきます。

慎重なるご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

●小谷良博 議長

以上でご挨拶を終わります。

それでは本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

7番議員高江洲義八議員、10番議員岸本一徳議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時04分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

会期については、令和元年11月18日開催の議会全員協議会における協議どおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、日程第3に入る前に、令和元年11月18日開催の議会全員協議会において、友利勉議員、岸本一徳議員より、資料要求がございました。

本件に関し「議案説明資料(追加)」をお手元に配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

それから日程第3に入る前にお願い申し上げます。同一議案につきましては、質疑は2回までといたしますので、どうぞご協力よろしくをお願いいたします。

日程第3、議案第2号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

おはようございます。宜しくをお願いいたします。全員協議会でもお願いしたところでございますが、ご説明を申し上げる前にページ数が多いことからお手元の議案書にページの記載をお願いいたします。議案のかがみを1ページ目として、最終ページが9ページとなります。お手数をお掛けいたしますがよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年11月25日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

2ページをお願いいたします。条文の説明につきましては、概要でご説明いたします。題名も含めて上から3行目第1条につきましては、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を規定するものであります。

次に同ページの上から8行目、第2条につきましては、会計年度任用職員の給与の種類を規定するものであります。

次に同ページの上から14行目の第3条から4ページの上から11行目の第13条につきましては、フルタイムの会計年度任用職員にかかわる給料及び給料の支給並びに各種手当等

について規定するものであります。

次に同ページの下から11行目の第14条から8ページの上から17行目の第24条につきましては、パートタイムの会計年度任用職員にかかわる報酬及び費用弁償並びに報酬の支給等について規定するものであります。

次に同ページの下から15行目、第25条につきましては、パートタイムの会計年度任用職員の旅費にかかわる費用弁償の支給について規定するものであります。

次に同ページの下から10行目、第26条につきましては、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、別に定めるものとしております。

次に同ページの下から5行目、第27条につきましては、休職中の会計年度任用職員の給与について規定するものであります。

次に同ページの下から2行目、第28条につきましては、会計年度任用職員にかかわる給与控除について規定するものであります。

次に9ページの上から1行目、第29条につきましては、会計年度任用職員にかかわる給与の口座振込みについて規定するものであります。

次に同ページの上から3行目、第30条につきましては、規則への委任事項を規定するものであります。

次に附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次に第3条関係の給料については、職務の級を1級から3級まで別表の等級別基準職務表で規定するものであります。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### ●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はございませんか。

池原議員。

#### ●池原秀明 議員

おはようございます。よろしくお願いいたします。倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目は給与の種類の中で給料、それから休日勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当それから通勤手当等が含まれているわけですが、これまでのいわゆる嘱託職員を含めてこの会計年度任用職員に該当する職員の皆さん方の中でこのような手当が今までは支給されていたのかどうか。もし支給されてなかったとすると今回これが付与されるわけですから、そういう面では年間のいわゆる月給というか毎月の給与×12でのその給与総計とですね、それから今回の各種手当等がもしこれまでなかったとするならば、こういった各種手当、今回規定された給与の種類ですね、これを含めるとこれが年収として増えるのか、増えないのかですね、お聞かせを願いたいと思っております。

例えば40歳代の方がこれまで嘱託職員だった者が、今回の給与改定によってどのような形で年収が変わるのか。シミュレーションをお願いしたいと思います。

それから県のほうで少し調べをしてきたんですけれども、この給与の中に今回のいわゆるボーナス手当、期末手当のほうですね、これが普通のこれまでの市の職員は大体夏期或いは年末というふうに期末手当が別れていたんですけれども、これが各月に割り振りされて、期末手当を12か月に割ってこれで毎月の給与に組み換えて、それで結局年額所得を今までと同一というような話があるんですね。この件について本組合はどうなっているのかですね、お聞かせ願いたいと思います。

それから2点目については、本来の嘱託職員の勤務日数が大体20日前後だったと思うんですよね。これがこれからは常勤になるわけですから、当然そういう形で日給計算していた嘱託職員の月給だったのが、それとも今回常勤ということになるわけですから、これが給与が上がっていくのか、あるいは下がっていくのかですね、そこら辺も含めてお聞かせ願いたいと思います。まず1回お願いします。

●小谷良博 議長

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

ご質疑が多義に渡っておりますが、まず今回の制度でございますが、追加資料をご覧になっていただきたいと思います。1ページでございますが、まず上が現行の方でございますが、臨時職員がまず8名、嘱託職員が15名、23名が今回会計年度任用職員に移行するわけでございます。この中で給与と報酬の考え方なんです、まず倉浜としてのこのパートタイムか、フルタイムかという考え方なんです、まずパートタイムへの移行を考えております。

パートタイム会計年度任用職員につきましては、原則、時間給への報酬として支給する予定でございます。

お手元に配付の会計年度任用職員の給与の決定及び給与に関する規則というのをご覧になっていただきたいと思います。

●池原秀明 議員

何ページですか。

●久高久雄 事務局長

規則の第3条ですね、給料表等の適用範囲というものがあましてその中に後段のほうに別表第1の職種別基準表に定めるということで、後ろのほうにページ13ページのほうに職種別基準表というのがあります。

●池原秀明 議員

説明資料の13ページですか。

●久高久雄 事務局長

はい、そうです。その職種別基準表の縦番のほうに一般事務職が基礎号給が1号、それから例えばフルタイムは4号給ずつ、次年度に4号給、2年目に4号給ですね、3年目に8号級、結局4号ずつ上がっていく昇給をしていく。それで上限号給が9号。パートタイムの場合には2号あがります。2年目に3号ですね、3年目にさらに2号上がることとなります。5号ということになります。そういうふうに給与等は定めていきます。

例えば現在、嘱託職員については、非常勤の特別職ということで、地方公務員法に位置づけられておりますので、嘱託職員については現在、報酬のみで時間外手当等についてはついておりません。

臨時職員については、沖縄市等に準じた日額6,500円で計算をしております。それに21日で3号となっております。

それで臨時職員については、現在、超勤があれば時間外手当を支給しております。それが会計年度任用職員に移行した場合には、先ほど池原議員からお話がありました条例がございます給与で、フルタイム、パートタイムがありまして、手当がついております。報酬等が算定されることとなります。

総額についてなんですが、これは全体的な規則自体がまだ決定しておりませんので総額があくまでも概算で1,500万円程度の影響額がある程度概算で求めているものでございます。

毎月の給料につきましては、超勤のこの給料表に基づいて積算していくわけなんですが、それからすると例えば一般職の場合は新規の給料表を基準としています。継続の場合は、その継続分のそれを管理した現在の直近給料表に当てはめていくんですが、若干下がるんですが、それに手当等、通勤手当もそうですし期末手当等を加算していくと若干、上回るようになっております。

具体的に例えば、この職種が分かっているのは、もう少しお時間をいただきたいと思えます。すみません。ちょっとお待ちください。

●小谷良博 議長

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

現行の臨時職員が移行した場合の年収なんですが、200万円程度になります。手当等を含めた年収額ですね。

●池原秀明 議員

それは上がるの下のがるの。

●久高久雄 事務局長

上がります。

●小谷良博 議長

池原議員。

●池原秀明 議員

これまでの嘱託職員は、報酬という形の位置付けだったんですけれども、今回の制度改正による体系では、給与が変わるということで、諸手当が加味されてくるよというお話だったわけなんですけれども、一会計年度ということなので、任用期間が1年ごとなんですよね。これが期限が切れると更新というか、再度ということになるけれども、沖縄市の場合には2年間は雇用継続できますよと。次にまた引き続いて仕事に就くとするならば、もう一度いわゆる任用制度に申請をして再度又、契約をやり直すということからすると2年ごとの契約更新みたいな形になってしまうわけですね。そうするとこの期末手当そのものが先ほどの説明から





●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。  
次に討論に入ります。討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第2号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

よろしくお願いします。先程と同様、ご説明申し上げる前にページ数が多いことからお手元の議案書にページの記載をお願いいたします。議案のかがみを1ページ目として、最終ページが5ページとなります。お手数をお掛けいたしますがよろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年11月25日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

2ページをお願いいたします。条文の説明につきましては、概要でご説明いたします。題名も含めて上から5行目、倉浜衛生施設組合事務局職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の第1条関係につきましては、会計年度任用職員の分限に関わる休職期間について規定するものであります。

次に同ページの上から14行目、倉浜衛生施設組合事務局職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の第2条関係につきましては、会計年度任用職員の懲戒にかかわる報酬の減額について規定するものであります。

次に同ページの下から7行目、倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の第3条関係につきましては、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇につ

いて規則へ委任するものであります。

次に3ページの上から2行目、倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の第4条関係につきましては、非常勤職員の報酬等を見直すものであります。

次に同ページの下から7行目、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の第5条関係につきましては、会計年度任用職員の給与は別に条例で定めることを規定し、臨時職員の給与を附則で任ずる規定を削るものであることや、退職手当組合の名称を改めるものでございます。

次に4ページの上から6行目、倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第6条関係につきましては、倉浜衛生施設組合事務局現業職の会計年度任用職員として任用等が行われた場合の給料及び手当について規定するものであります。

次に4ページの下から10行目、倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の第7条関係につきましては、育児休業を取得している職員のうち、勤勉手当の支給対象となるものから会計年度任用職員を除くものであります。

また、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の育児休業復職後における給料の号給調整は行わないものとする。部分休業を取得しているフルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の給与を常勤職員と同様に取り扱う旨を規定するものであります。

次に附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

これで当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はございませんか。

池原議員。

●池原秀明 議員

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑をさせていただきたいと思っております。

ただ今、ご説明をいただきました案件の中で3ページの倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の中での別表中について、お伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、今回、現行は特殊技術を有する非常勤の職員ということで、これは今までは特殊技術ということで嘱託職員として位置付けられていたと思うんですけれども、これが今回の条例改正によって、結局全てある面ではパートタイムというふうに位置付けられたので、今回これはなくなって、実際的にはもう委員の次にその他非常勤の職員ということで、この特殊技術を有する非常勤の職員の給与の額が別表中から消えていくわけですが、この辺については、この特殊技術を有する非常勤の職員の皆さん方というのは、報酬が下がっていくというふうに考えて宜しいのでしょうか。それともそういう職種はいなくなりましたということで、この方の規定からすると条項から無くしますよということの考え方なのかですね、お聞かせ願いたいと思っております。

これまでは、例えば特殊技術を有する非常勤の嘱託職員が33万6,000円の月額あったものが、

今回は全て25万5,000円に引き下げられますよというふうな解釈できるように、本員は見るわけですけれども、そこら辺はどうなっているのかですね、お聞かせ願いたいと思います。

それから、2ページの21条関係の中で非常勤職員の勤務時間及び休暇等について本員の間違いかなと思ったりするんですけれども、この21条の中でこれまでの職員の第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。となっていたんですけれども、その再任用の短時間勤務職員は除くというふうに先程説明があったように聞こえたものですからこの辺については、非常勤職員はとにかくも勤務時間等の休暇については、職員とは別個の形で休暇をもらえないということになるのかどうかですね。そこら辺はもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

●小谷良博 議長

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

3ページの別表の中の特種技術を有する非常勤の職員から表中より削除されていく件についてなんですが、今回の地方自治法の改正により、別表につきましては、特別職の非常勤職員、嘱託職員で運用していた職を会計年度任用職員へ改めるため表から削除しております。

今回の法改正に伴いまして、特別職の非常勤としての異動につきましては、例えば管理者、副管理者始め監査委員等ということで限定をされているということでございます。

2ページにあります、第3条の中にあります第3条中の第21条なんですが、非常勤職員の勤務時間、休暇等ということでございますが、これも会計年度任用職員の移行に伴い勤務時間、休暇等についての規則へ委任することとなっております。

先程の会計年度任用職員の規則の方へ盛り込んでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●池原秀明 議員

以上です。

●小谷良博 議長

これを持ちまして池原議員の質疑は終わります。他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これを持ちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第3号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これを持ちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

それでは議案第4号についてご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年11月25日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、関係条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。条文の説明につきましては、概要でご説明いたします。

題名を含めて上から6行目、倉浜衛生施設組合事務局職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の第1条関係につきましては、条文の一部の整備及び引用部分の号ずれを改めるものであります。

次に同ページの上から10行目、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の第2条関係につきましては、条文の字句の整理及び引用部分を削るものであります。

次に同ページの下から6行目、倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第3条関係につきましては、条文の引用部分を削るものであります。

次のページをお願いいたします。上から2行目、倉浜衛生施設組合職員等の旅費に関する条例の第4条は、条文の引用部分を改めるものであります。

次に附則でございます。附則第1項については、この条例は、令和元年12月14日から施行する。

次に附則第2項については、経過措置であります。成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した職員に係る期末・勤勉手当については、改正後の規定にかかわらず、改正前の従前の例により支給するものであります。

以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これを持ちまして質疑を終結いたします。  
次に討論に入ります。議案第4号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これを持ちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前10時53分)

再開 (午前10時53分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

これにて本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。

よって、令和元年度第2回倉浜衛生施設組合議会臨時会をこれにて閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午前10時54分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 2 年 3 月 31 日

議 長 小谷良博

会議録署名議員 高江洲義八

会議録署名議員 岸本一徳